

1 目指す児童像について

- ㊦ ろい心で思い合う子ども
- ㊧ んばりとおす子ども
- ㊨ っかり学び合う子ども

2 いじめ対策委員会について

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

(1) 具体的には…

- いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割

等を担うものである。

(2) 構成メンバーについて

- 校長・教頭・生活指導主任・学年主任・養護教諭
- 必要に応じ、心のケア相談員・学校評議員・主任児童委員等外部関係者を含める。

(3) PTA 及び関係機関との連携について

- 学級PTAにおいて、いじめをテーマに懇談をすることで、保護者の意識・関心を高める。
- OPTAの活動（広報・研修等）と連携し、学校全体での「いじめ防止の意識」を高める。
- 家庭の状況によっては主任児童委員と連絡を取り合い、情報を収集する。
- 事案によっては警察や少年センター、長崎こども・女性・障害者支援センターと連携する。

(4) 児童会の取組について

- 人権集会を企画し、集会を通して自主的にいじめをなくすための取組を行う。
- 年間を通し、いじめや言葉遣い、あいさつなどをテーマにした継続した活動を行う。

3 いじめ問題への取組につて

(1) いじめ防止のために

①校内指導体制の確立

ア いじめ対策委員会（定期的に開催）

○いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を果たす。

○いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。

イ 情報交換会

○毎週月曜日の放課後に情報交換会を行い、連絡を密に取り合うことで、教職員全体で問題等を把握し、対応について共通理解する。

②教師の指導力の向上

○県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施することにより、観察力や対応力の向上に努める。

○いじめ問題に係る報道や判例について研修をすることにより、対応力の向上に努める。

③人権意識と生命尊重の態度の育成

ア 道徳教育の充実

○いじめ防止や生命尊重等を重点項目とし、道徳の授業を実施する。

○道徳の授業を要として、全ての教育活動を通して、人権尊重や生命尊重の意識を高める。

イ 子どもの自己肯定感の育成

○子ども同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学級経営を実施することにより、自己肯定感を高める。

④家庭・地域、関係機関との連携強化

ア 家庭・地域との連携

○教育週間において、道徳の授業参観を実施することにより、保護者や地域に対しての学校の取組を知らせる。

○学級通信や連絡帳などを使い、日頃から保護者との連絡を密にしておく。

イ 関係機関との連携

○各地区の子育て懇談会において、いじめ問題について協議する場を設ける。

○健全育成会や子ども会において、いじめをテーマにした懇談や講演会を開催する。

(2) いじめの早期発見のために

①教職員による観察や情報交換

ア 観察と記録の実施

○授業中や休み時間の子どもたちの言動を注意して観察し、気になる言動や変化については、メモなどの記録を残し指導にあたる。

イ 定期的な情報交換会の実施

○毎月1回、情報交換会を実施することで、情報を共有する。

②定期的なアンケート調査や個人面談の実施

ア アンケート調査

○5月・10月・12月に生活アンケートを実施し、いじめたりいじめられたりしている子どもたちがいないか把握する。

イ 個人面談の実施

○学期末に定期的な個人面談を実施するとともに、日常の観察により必要に応じて個人面談を実施することで早期発見に努める。

③教育相談体制の整備

ア 心のケア相談員

○児童や保護者に向けて、相談室からお便りを出したりすることにより、相談しやすい雰囲気を作る。

イ 養護教諭

○保健室へ来室する児童の、来室頻度や様子などに気を配るとともに、担任との連携を密にしていく。

④関係機関との連携と情報の収集

○学校以外の相談窓口について、児童・保護者に周知・広報をする。

(3) いじめに適切に対応するために

①いじめを発見した場合

○遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止める。

○ささいな兆候であっても見逃さず、管理職や担任に報告する。

②子どもや保護者から相談や訴えがあった場合

○児童からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、いじめから守り通す旨を伝える。

○保護者から相談を受けた場合も、真摯に傾聴し、学校としての迅速に、組織的に対応することを伝える。

③いじめられた児童及び保護者への対応

○まず、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。

○家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。

④いじめた児童及び保護者への対応

- いじめた児童から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、組織的に対応し、いじめをやめさせるとともに、再発を防止する措置をとる。
- いじめの状況、内容によっては、出席停止や警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- いじめた児童の保護者には、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

⑤いじめの事実調査の実施

- アンケート調査等を実施し、結果を基に、聞き取り対象者の絞り込みを行う。

⑥集団への働きかけ

- はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。
- 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑦継続的な指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な指導を行う。

⑧関係機関・専門機関との連携

- ネット上での不適切な書き込み等については、被害の拡大をさせるため、直ちに削除する措置をとる。
- 必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

(4) 重大事態発生時の対処について

①調査の実施

- いじめ対策委員会が設置したいじめ問題対策チームにおいて調査を行う。
- いつ、誰が、誰に、どのようないじめをし、教職員、学校がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

②教育委員会への報告

- 調査結果は、速やかに教育委員会へ報告する。
- 教育委員会と連携し、マスコミ対応にあたり、保護者会等を開催する。

(5) 年間計画について

月	内容等
4月	・いじめ対策委員会① ・PTA総会説明
5月	・生活アンケート実施
6月	・飯盛東っ子の心を見つめる教育週間 ・東っ子共育会議

7月	・個人面談
9月	・いじめ対策委員会②
10月	・生活アンケート実施
12月	・個人面談
2月	・生活アンケート実施 ・学校評価アンケート実施
3月	・東っ子共育会議（学校評価委員会） ・いじめ対策委員会③